

○公立大学法人兵庫県立大学の設立等に関する条例（抜粋）
(平成25年3月22日兵庫県条例第9号)

(趣旨)

第1条 この条例は、公立大学法人兵庫県立大学の設立に関する事項、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条第3項、第44条第1項及び第59条第2項の規定により条例に委任された事項その他必要な事項を定めるものとする。

(設立)

第2条 県は、兵庫県立大学に係る業務を行わせるため、法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人として、公立大学法人兵庫県立大学（以下「大学法人」という。）を設立する。

第2章 兵庫県公立大学法人評価委員会

(名称)

第3条 法第11条第1項の規定により県に設置される地方独立行政法人評価委員会の名称は、兵庫県公立大学法人評価委員会とする。

(組織)

第4条 兵庫県公立大学法人評価委員会（以下この章において「委員会」という。）は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委任)

第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第3章 条例で定める重要な財産

公立大学法人兵庫県立大学に係る年度評価実施要領

平成 26 年 3 月 7 日決定
兵庫県公立大学法人評価委員会

1 趣旨

公立大学法人兵庫県立大学（以下「法人」という。）に係る各事業年度の業務実績の評価（以下「年度評価」という。）に当たっては、「公立大学法人兵庫県立大学に係る評価の基本方針」（平成 26 年 3 月 7 日兵庫県公立大学法人評価委員会）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 年度評価の基本方針

年度評価は、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 年度評価は、法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。
- (2) 年度評価は、主として中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況を確認する観点から行い、これを通じて中期目標期間中の法人の業務運営、予算、人事等の改善・充実が適切に進められるよう留意する。
- (3) 年度評価の際、法人の取組を社会に積極的にアピールすることや、法人全体の改善・充実を図る観点から、次の事項を考慮する。
 - ア 法人化を契機とした機動的・戦略的な大学運営の実現に向けた取組を積極的に評価する。
 - イ 法人の置かれている状況や条件等を踏まえた、法人運営や教育研究活動を円滑に進めるための様々な工夫についても積極的に評価する。
 - ウ 中期目標の達成に向けて支障が生じている、又は、生じるおそれがある場合には、その理由（外的要因を含む）についても明らかにするものとする。
 - エ 公立大学法人を取り巻く環境変化のほか、国立大学法人にかかる年度評価の動向を踏まえ、必要に応じて評価方法等を見直すこととする。

3 評価方法

- (1) 年度評価は「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、当該年度計画に定めた事項ごとにその実施状況を調査・分析することにより、各事業年度における中期計画の進捗状況を確認する。
- (3) 「全体評価」は、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画の進捗状況全体について総合的な評価を行う。

4 項目別評価の具体的方法

- (1) 項目別評価は、大項目である「教育研究等の質の向上に関する項目」、「自律的・効率的な管理運営体制の確立に関する項目」の 2 項目とする。
- (2) 項目別評価は次の手順により行う。

ア 法人による自己点検・評価

法人は、各事業年度に係る業務の実績に関する報告書（様式 1）（以下「業務実績報告書」という。）において年度計画の小項目（25 項目）ごとに以下の 4 種類により年度計画の実施状況を自己評価し、そのように判断した理由を示すとともに、計画の実施状況、成果等について記載する。

- a : 計画を上回って実施している。
- b : 計画どおりに実施している。
- c : 計画をやや下回っている。
- d : 計画を大幅に下回っている。

イ 評価委員会による自己評価結果の検証・評価

評価委員会は、中期目標・中期計画の達成に向けて各事業年度の業務が順調に進捗しているかどうかとの趣旨から、法人による自己評価について、年度計画の小項目（25項目）ごとに4（2）アに掲げる4種類により大文字で評価し、計画設定の妥当性も含めて業務の実績に関して総合的に検証を行う。

また、法人と評価委員会の判断が異なる場合は、その理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

ウ 評価委員会による大項目ごとの評価

4（1）に掲げる大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、小項目評価の結果等をもとに大項目ごとの進捗状況について評価を行う。進捗状況は、以下の4種類により示す。

- I : 計画を上回って実施している。
- II : 計画どおりに実施している。
- III : 計画をやや下回っている。
- IV : 計画を大幅に下回っている。

5 全体評価の具体的方法

項目別評価の結果等を踏まえ、法人の特性に配慮して中期計画の進捗状況全体について、記述式により評価し、業務の実績に関する評価結果（様式2）（以下「業務実績評価結果」という。）を作成する。

その際、理事長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な大学運営を目指した取組や、県民に対する説明責任を重視した開かれた大学運営を目指した取組等について積極的に評価する。

6 年度評価のスケジュール

6月末まで 法人は業務実績報告書を提出

7月 評価委員会による業務実績報告書の調査・分析及び業務実績評価結果（案）の策定

7月下旬 業務実績評価結果（案）に対する法人の意見申立て機会を付与

8月中旬 業務実績評価結果を決定し、知事に報告

9月 知事は業務実績評価結果を県議会に報告

7 その他

本実施要領を踏まえつつ、具体的な評価方法等については必要に応じ修正等を加えるものとする。

また、本実施要領については、年度評価の実施結果等を踏まえ、見直し・改善等を図るものとする。